

患者様各位

入院時食事療養について

当院では入院時食事療養(Ⅰ)の届け出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しております。

入院時食事療養費の標準負担額(1食あたり)

一般	510円
住民税非課税世帯 (入院90日目まで)	240円
住民税非課税世帯 (入院91日目以降)	190円
住民税非課税世帯 (老齢福祉年金受給者)	110円

食事代の自己負担金は高額療養費を算定する場合の自己負担額には入りません。

マイナンバーカードを利用した情報照会により、非課税情報が確認できます。

※マイナンバーカードをお持ちでない住民税非課税世帯の方が入院される場合、国民健康保険の方は

市町村役場国民健康保険係に申請してください。社会保険の方は、所轄の社会保険事務所へ申請して下さい。

※入院が91日以上になった場合は、再度申請して「長期入院標準負担額認定証」の交付を受けて下さい。

2025年6月

大阪歯科大学附属病院